

「京丹波町生活応援商品券」

取扱店募集要項

●目的

エネルギー・食料品価格等の物価高騰により影響を受ける町民生活の支援と合わせ、地域内の消費喚起を促進することで町内経済の活性化を図るため、全町民に対し「京丹波町生活応援商品券」を配布します。

●事業内容

◇事業内容：京丹波町民（令和8年4月1日時点で、京丹波町に住民登録がある方）へ1人あたり5,000円分の商品券を配布。

◇金額：1人あたり5,000円 ※商品券は1枚1,000円、1セット5枚

◇有効期間：令和8年6月1日（月）から令和8年12月31日（木）まで。

※本券を現金へ引き換えは致しません。また、商品券に対する釣銭は出しません。なお、本券は偽造防止処理が施してあります。

◇配布方法：対面手渡し郵便にて全戸へ配布。

●商品券取扱商品の範囲

次のものには商品券は使えません。

- （1）換金性の高いもの（商品券・ビール券・図書カード・プリペイドカード・印紙・切手）。
- （2）「風俗営業の規則及び、業務の適正化等に関する法律」第2条第2項に規定する風俗関連営業に係るもの（パチンコ・麻雀・クラブ・ゲームセンター等）。
- （3）たばこ（たばこ事業法に基づく）にはご利用いただけません。
- （4）その他通信販売商品も対象外とする。
- （5）税金（自動車税・自動車取得税・自動車重量税・自賠責保険料等）など

●取扱店の申し込みについて

本券の利用可能店は、京丹波町内で営業し、取り扱いの申し込みをされた事業所です。利用を希望される場合は、取扱店名簿を作成のため、**別紙申込書の提出、またはオンライン申請にて令和8年4月30日（木）までに京丹波町商工観光課へお申し込みください。**（期日が過ぎましてもお申し込みはできますが、配布する取扱店名簿に掲載されませんのでご注意ください。）また、取扱店様には、「京丹波町生活応援商品券利用可能店舗証（お申し込み後配布）」が目印ですので、店頭、店内にご掲示いただきます。

なお、京丹波町内に複数の事業所を有する場合は、事業所ごとにお申し込みください。

オンライン申請については、右記二次元コードより申請ください。



【取扱店様への注意事項】

- (1) 商品券を利用者から受け取ったときに、再利用防止のため裏面に事業所名を記入してください。
- (2) 商品券の利用に際して、次の行為を行なったことが判明した場合は、損害賠償請求権に基づく返還を求める可能性があります。
 - ① 商品券の利用を見込んで通常よりも高い価格を設定するなど、販売事業者側が行う消費喚起の趣旨に反する行為
 - ② 商品券を、事業の用に供するための物品・サービス等の仕入れ調達に用いる行為

●換金について

換金請求期間は、令和8年6月15日（月）～令和9年1月29日（金）までで、商工会本所及び各支所窓口においてある「商品券精算依頼票」に商品券を添えてご請求いただきます。

ただし、各支所については、常時開設していないため原則商工会本所にて請求してください。

換金請求は随時受け付けとし、支払は毎月末日締め翌月10日、（支払いが土曜・日曜日の場合は、翌日若しくは翌々日）に振込入金処理致します。

なお、振込手数料は商工会負担で、換金手数料は一切不要です。また、本券の火災、盗難、紛失、偽造券、破損、換金期限切れ等による損失に対して商工会は一切の責任を負いません。

●広 報

町ホームページ、あんしんアプリ配信、ケーブルテレビ放送等での広報を行います。

6月1日（月）以降、京丹波町ホームページ等で取扱店一覧名簿を掲載します。

●お問合せ先

（取扱店の申し込みについて）

- ・京丹波町産業建設部商工観光課 （TEL 0771-82-3809）

（換金事務等について）

- ・京丹波町商工会 本 所 （TEL 0771-82-0575）